（保安通信設備）

第十条　貯留事業場等、圧送機設置所及び計器室には、緊急時に迅速な通信を確保するため、適切な通信設備を設けるものとする。

（削る）

（ガスの滞留防止）

第十一条　可燃性ガス（一般則第二条第一項第一号に規定する可燃性ガスをいう。以下同じ。）若しくは特定不活性ガス（同項第四号の二に規定する特定不活性ガスをいう。以下同じ。）又は二酸化炭素が通る貯留等工作物又は導管輸送工作物を設置する室は、これらのガス又は二酸化炭素が漏えいしたときに滞留しない構造であるものとする。

2　貯留事業場等及び圧送機設置所には、可燃性ガス、毒性ガス（一般則第六条第一項第三十一号に規定する毒性ガスをいう。）若しくは特定不活性ガス又は二酸化炭素が通る貯留等工作物又は導管輸送工作物から漏えいしたこれらのガス又は二酸化炭素が滞留するおそれのある場所に、当該ガス又は二酸化炭素の漏えいを適切に検知し、かつ、警報する設備を設けるものとする。

（静電気除去）

第十二条　可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る貯留等工作物及び導管輸送工作物には、当該工作物に生ずる静電気を除去する措置を講ずるものとする。ただし、当該静電気によりこれらのガスに引火するおそれがない場合にあっては、この限りでない。

（防消火設備）

第十三条　可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の高圧ガス製造設備を設置する貯留事業場等又は圧送機設置所には、その設備の規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けるものとする。

2　特定不活性ガスの高圧ガス製造設備を設置する貯留事業場等又は圧送機設置所には、その設備の規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けるものとする。

（ベントスタック）

第十四条　ベントスタックには、放出した二酸化炭素が周囲に障害を与えるおそれのないように適切な措置を講ずるものとする。

（誤操作防止及びインターロック）

第十五条　圧送機又は導管に設置する遮断装置には、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置を講ずるものとする。

2　可燃性ガス、毒性ガス（一般則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスをいう。）又は二酸化炭素が通る貯留等工作物若しくは導管輸送工作物又は当該工作物に係る計装回路には、当該工作物又は計装回路の態様に応じ、保安上重要な箇所に、適切なインターロック機構を設けるものとする。

（保安電力）

第十六条　圧送機を安全に停止させるのに必要な装置その他の貯留事業場等及び圧送機設置所の保安上重要な設備には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

（制御機器）

第十七条　貯留事業場等、圧送機設置所及び計器室に設置する貯留等工作物又は導管輸送工作物を制御するための機器は、緊急時においてもこれらの工作物を安全に制御できるものとする。

（保安通信設備）

第三条　試掘場には、緊急時に迅速な通信を確保するため、適切な通信設備を設けることとする。

（新設）

（保安距離）

第四条　坑井からのガス等が噴出した場合の被害の発生を防止するため、当該坑井の坑口から住宅、学校、病院その他の施設に対し適切な距離を有することとする。

（新設）